

補助金の事業スケジュールと必要書類

時期	手続き	内容・必要書類
6月29日から ※予算額に達し次第、受付を終了いたします。	申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩市住宅リフォーム工事費補助金交付申請書（別記第1号様式） ・補助対象住宅の位置図及び配置図 ・申請者の住民票の写し ・申請者の納税証明書 ・リフォーム工事部分の施工前の状況がわかる写真 ・リフォーム工事の費用が分かる見積書の写し及び内訳書の写し ・その他市長が必要と認める書類 <p>※リフォーム工事の請負契約締結前にご申請ください。</p>
書類審査・交付決定		
交付決定後	請負契約の締結	※ 請負契約書の工事価格が税抜き50万円未満の場合は対象外となりますので、ご注意ください。
	リフォーム工事の実施	※ 申請内容に変更がある場合は変更申請が必要な場合があります。
3月末まで	実績報告の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩市住宅リフォーム工事費補助金実績報告書（別記第5号様式） ・リフォーム工事に係る請負契約書の写し ・リフォーム工事に係る費用が分かる領収書の写し及び内訳書の写し ・リフォーム工事部分の施工後の状況がわかる写真 ・リフォーム工事部分が許可等を要する場合は、その許可書の写し ・その他市長が必要と認める書類
書類審査・額の確定		
3月末まで	補助金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩市住宅リフォーム工事費補助金交付請求書（別記第7号様式） <p>※ 額の確定通知と合わせて請求書類を郵送いたします</p>
補助金の支払い		

【Q&A】

Q：対象工事は具体的にどのような工事ですか？

A：増築、改築、風呂や洗面等水廻りのリフォーム、壁紙や床材のリフォーム、外壁や屋根のリフォーム、融雪槽の設置、その他現在の居住環境を向上させるようなリフォームを対象とします。

Q：既に請負契約を締結した場合は補助を受けられますか？

A：交付決定後に請負契約を締結するものが対象となりますので**対象外**となります。

Q：居住していない住宅に対するリフォームも対象となりますか？

A：申請者自らが住んでいる必要がありますので、未入居の物件は**対象外**となります。

Q：個人事業主に工事を依頼した場合は対象となりますか？

A：石狩市内の事業者であれば対象となります。

Q：建替える場合は対象となりますか？

A：現在お住まいの住宅の建替えについては対象となります。

Q：交付決定時の申請額を、途中から増額はできますか？

A：増額はできません。なお、工事内容に変更がある場合は速やかに石狩市住宅リフォーム工事費補助金変更（中止）承認申請書（別記第4号様式）の提出が必要となります。

Q：補助を受けた場合は、他のリフォーム補助制度は活用できますか？

A：他の制度を活用する場合は、その補助等の対象となるリフォーム等工事費から本補助の対象となる**工事費分を控除する**必要があります。詳細は、他のリフォーム補助制度の窓口にお問い合わせください。